

随意契約（相手方指定）調書

件名	南千住駅連絡通路エスカレーター修繕（ディスクブレイキ取替ほか）	No.5200638
工（納）期	令和 7年 3月 28日	
契約締結日	令和 6年 10月 9日	
契約金額	4, 191, 000円（消費税込み）	

契約相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社日本橋支店 (法人番号：5010001030412)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

## 業者選定理由書

件名	南千住駅連絡通路エスカレーター修繕（ディスクブレーキ取替ほか）
指名業者 （案）	名称 三菱電機ビルソリューションズ株式会社日本橋支店 所在地 東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号 東山ビルディング4階 代表者 支店長 会見 健吾
特命理由	<p>本件は、南千住駅連絡通路エスカレーターの安全な運行を図るため、構成部品の取替を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 当該エスカレーターは、三菱電機株式会社の製品であり、平成19年に南千住駅連絡通路建設工事にて設置したものである。指定先の三菱電機ビルソリューションズ株式会社は、その系列会社であり、設置以降、一貫して当該エスカレーターの保守業務及び修繕を実施しているため、安全で確実な施工が期待できる。</p> <p>② 他社による部品交換や修繕が行われた場合、故障・事故等が発生した際の責任の所在が不明確になる恐れがあるため、上記業者が本件を受託することが望ましい。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）